

# 婦人の生きかたと行政の課題

山手 茂

一——はじめに——社会的問題としての婦人問題

二——婦人の生活の変化

三——性別役割分業の変革

四——おわりに——婦人の主体性と行政の役割

## 一——はじめに——社会問題としての婦人問題

### 問題

「婦人の生きかた」は、古く、かつ新しいテーマである。明治維新直後の啓蒙期、自由民権運動の時代から大正デモクラシーの時代、戦後民主化の時代を経て今日に至るまで、「婦人の生きかた」は繰り返えし論じられてきた。昭和五十年の国際婦人年以來、この問題は一段と活発に論じられるようになっていく。

「婦人はどう生きるか」は、ひとりひとりの婦人が、自分自身の課題として、自主的に考え、決定すべき問題である。人間はすべて自分自身の生きかたを主体的に自由に決定すべきであ

る。このような考えにもとづいて、「婦人の生きかた」はひとりひとりの婦人の個人的、私的な問題であり、男性や政府、自治体などが口をささむべきではない、と主張する人もいる。

しかし、現実に婦人がおかれている社会的条件をみると、婦人が真に主体的に自らの生きかたを選択することは極めて困難である。男性と対等に職業につき、結婚し出産して後も継続したいと希望する女性が増加しているが、女性を男性と平等に雇用し、職業と出産・育児とを両立することができるよう条件を整えている企業はまだほとんどなく、地域社会における保育施設もまだ十分整備されていない。家庭においても「家事・育児は妻の役割」という伝統的な性

別役割分業の慣習と意識が依然として支配的である。このような状態は、日本ばかりではなく、ほとんどの国に存在している。

そのため、国連は婦人問題を人類全体の課題としてとりあげ、日本においても政府や各自治体が婦人問題を行政の課題としてとりあげるようになったのである。横浜市の行政においても、婦人問題へのとりくみが有効に推進されることを願って、「婦人の生きかた」をめぐる問題状況と行政の課題を検討してみたい。

## 二——婦人の生活の変化

「婦人の生きかた」が昔も今も多くの人がと

の関心を集める問題としてとりあげられているのは、社会の変化にともなう、婦人の生活が変化しているためである。社会の変化は、さまざまな面から婦人の生活に影響を及ぼしている。婦人の生活の変化は、生活周期（ライフ・サイクル）の変化と生活構造の変化との二つの面から分析されている。

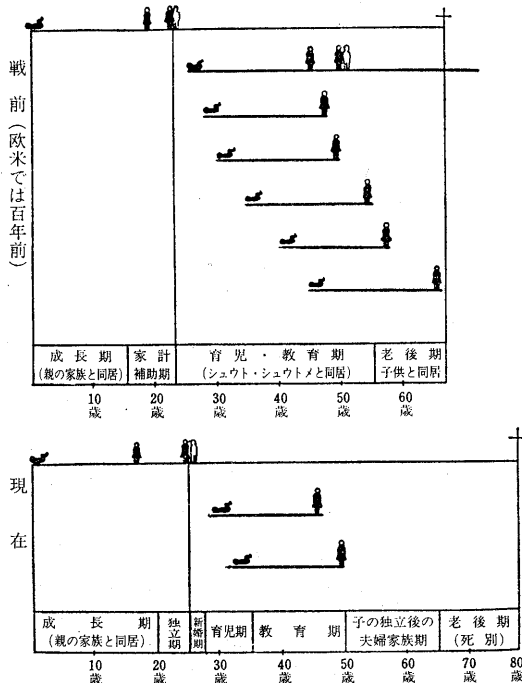
ここでは、まずライフ・サイクルの変化をとりあげ、次いで生活構造の変化を、共稼ぎ婦人と主婦と二つの層について分析してみよう。

### ① ライフ・サイクルの変化

社会経済の発展・生活水準の上昇にともなうて、寿命が延長し、出生児数が減少したため、婦人のライフ・サイクルは大きく変化した。戦前（欧米では一〇〇年前）と現在の婦人のライフ・サイクルの変化をわかりやすくまとめると、図一のとおりである。

戦前の婦人は、結婚後は平均五〜六人の子どもを育て、「良妻賢母」としての一生を過ごしていた。学校教育においては、女子は「良妻賢母主義」にもとづく教育を授けられ、親と親との合意によって「嫁」に行かされ、婚家では夫ばかりではなく、しゅうと、しゅうとめに従い。自然の成り行きのままに次々に子どもを産んだ。当時は乳幼児死亡率が高かったので、出産した

図一 標準的な女性の生活周期——戦前と現在の比較——



(注) A. ミュルダール/V. クレン「家庭と職業—婦人の二つの役割—」(大和チドリ・桑原洋子訳、ミネルヴァ書房、昭和43年刊)を参考にして作成した。

子どもを成人に育てあげることが容易ではなかった。妊娠・出産・育児と家事の負担が重かったため、上層の家庭では女中・子守りを雇っていた。しかし、農家などでは、嫁は「角のない牛」として農業労働にも酷使されていた。このような状態で、多くの婦人は末子が成人するかしないかのうちに死亡した。長生きした婦人は、孫の世話しながら老後を送った。

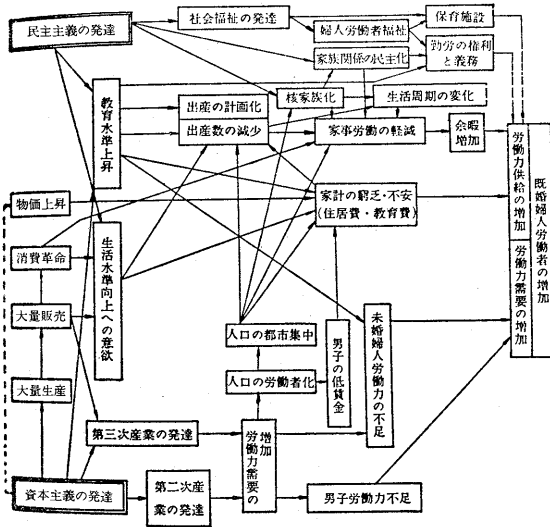
ところが、現在では、家族計画が普及して子どもは平均二人、末子の出産が平均二八歳になった。母親が三〇代の半ばになると末子も小学校に入学し、五〇歳になる頃には母親としての

するための労働条件や生活条件の改善はたおかれていない。他方では、教育水準の上昇や情報化の進展にともなうて、婦人の男女平等意識や生きがい追求意欲が高まっている。このような状況のなかで、ライフ・サイクルの将来を見通すようになった若い女性や中年の主婦は、「どう生きるか」に悩み、新しい生活設計を模索するようになったのである。

② 共稼ぎ婦人の増加  
婦人の生きかたの変化のうちで、最も注目すべきは婦人労働者の増加、なかでも共稼ぎ婦人

「定年」を迎える。三〇代半ばの婦人には、あとほぼ五〇年の長い人生があり、五〇歳の婦人にもあと三〇年余の長い人生がある。こうして、現代の婦人は「良妻賢母」としてだけ長い人生を生きることができなくなった。しかも、このような婦人のライフ・サイクルの変化に対応

図一 共稼ぎ婦人労働者を増加させる諸要因の関連



加しているが、共稼ぎ婦人労働者は二・

昭和三十七年から五十五年までに、未婚者は四四三万人（五五・二％）から四三七万人（三二・五％）へと減少し、死別・離別者は九六万人（二二・〇％）から一三五万人（一〇・〇％）へと実数は増加しているが構成比は減少している。その反面、有配偶者は二六二万人（三二・七％）から七七二万人（五七・四％）へと急増している。婦人労働者全体は一・七倍増

③ 主婦の疎外化と苦悩

共稼ぎ婦人労働者が増加したのは、一方で企業の労働力需要が増加し、他方で婦人の側に就業意欲が高まり、家事・育児と職業労働との両立を可能にする諸条件が徐々に整えられてきたからである。経済社会が発展し、婦人の労働力需要が増加したのに応じて、婦人は積極的に職場に進出し、経済社会をいっそう発展させるために大きく寄与している、といえよう。

表一 女子就業者の推移

就業者(万人)	自営業主 家族従業者 雇用量			計
	自営業主	家族従業者	雇用量	
昭35	285	784	738	1,807
45	285	619	1,096	2,003
55	293	491	1,354	2,142
昭35	15.8	43.4	40.8	100.0
45	14.2	30.9	54.7	100.0
55	13.7	23.0	63.2	100.0

(注) 労働省婦人少年局『婦人労働の実情』1981年版

表二 配偶関係別女子雇用者の推移 (非農林業)

実数(万人)	未婚 有配偶 死別・離別			計
	未婚	有配偶	死別・離別	
昭37	443	262	96	802
45	524	450	112	1,086
55	437	772	135	1,345
昭37	55.2	32.7	12.0	100.0
45	48.3	41.4	10.3	100.0
55	32.5	57.4	10.0	100.0

(注) 労働省婦人少年局『婦人労働の実情』1981年版

労働者の増加であろう。昭和三十五年から五十五年までの女子就業者の推移を地位別にみると、表一のとおりである。自営業主は、実数は二八五万人から二九三万人になり、やや増加しているが、構成比は一五・八％から一三・七％に減少している。家族従業者は、実数は七八四万人から四九一万人に、構成比は四三・四％から二三・〇％に、激減している。雇用量は、実数は七三八万人から一、三五四万人に、構成比は四〇・八％から六三・二％に、著るしく増加している。

九倍増加している。未婚婦人労働者が五五・二％から三二・五％に減少したことは、日本の婦人労働者の就業パターンが「婚前腰掛型」から「中断再就職型」または「一貫継続型」に移行していることを示しているといえよう。死別・離別した婦人が経済的に自立するために就労しなければならぬ事情については、詳しく説明するまでもないであろう。

したがって、ここでは「なぜ共稼ぎ婦人労働者が増加したか」について検討してみよう。共稼ぎ婦人労働者が増加した原因としては、社会経済構造の変化、家庭生活構造の変化、婦人のライフ・サイクルや意識の変化など多くの要因がある。それらの諸要因の関連をまとめてみると、図一のようになる。

婦人労働者、なかでも共稼ぎ婦人労働者が増加している反面、家事専業の主婦も増加している。家事専業の婦人の数の推移をみると、昭和三十五年には一、〇〇五万人であったが、五十五年には一、五六〇万人になり、約一・五倍増加している。

このように家事専業の婦人主婦が増加したのは、高度経済成長の下で雇用労働者家族が増加し、賃金水準が上昇し、妻が主婦として家事・育児に専念することができ、階層が増加したためである。「郊外に庭つきのマイ・ホームを建て、妻は二人か三人の子どもを育て、家庭を整え、夫はモータリッ社員として働く」というマイホームのイメージが理想像として多くの人びとに支持された。

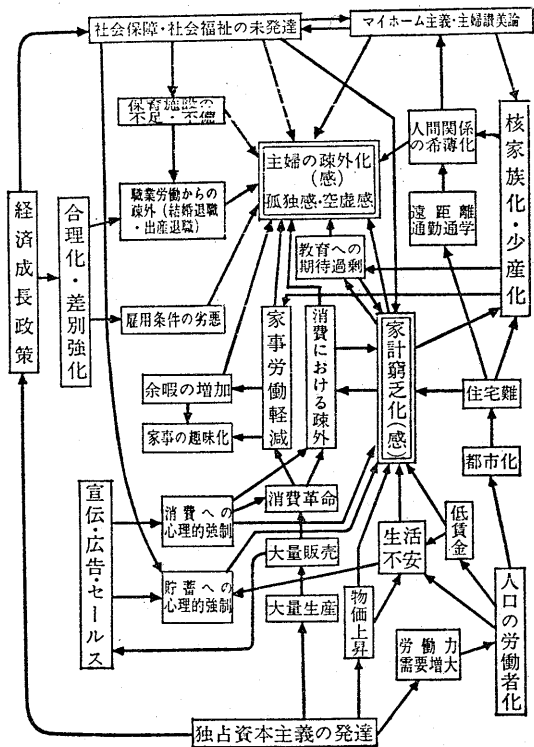
しかし、このような理想のマイ・ホームをつくり、幸福になったかにみえた主婦の間から、「狭いマイ・ホームに閉じこもって生活して生きがいを失なった」「夫が職場に、子どもが学校に出て、ひとり残された感じで淋しい」「子どもが手がかからなくなると毎日が空虚になった」「二四時間狭い2DKの住宅で乳幼児の相手をしているとイライラして怒りっぽくなってしまふ」という悩みが訴えられるようになった。専門家は、これらの訴えを「主婦症候群」と呼んでいる。

### 「主婦症候群」を示す主婦は、郊外の住宅地や都心のマンションなどに住み、近隣関係が乏しく、再就職するのが困難である、などの条件

におかれては、主婦に多いようである。アメリカの社会学者、D・リースマンは、郊外の住宅に住む主婦は「独房の囚人」に似ていると指摘し、イギリスの社会学者、H・ギャブロンは、職業をもたず家庭の責任を一身に負っている主婦を「家庭に束縛された囚われの妻」と表現している。アメリカの婦人運動家・B・フリーダンは、このような「強制収容所の囚人」に似た主婦の悩みを分析し、解放の方向を示すベストセラー（邦訳『新しい女性の創造』大和書房）を書き、一九六〇年代のウーマン・リブ運動のリーダーになった。

「主婦症候群」は、主婦が社会から疎外され、家庭に閉じこめられた結果生じる現代病である。現代資本主義社会において、主婦がどのよ

図一 現代資本主義社会における主婦の生活構造と苦悩



うに疎外され、どのような生活問題と苦悩をもっているかを分析すると、図一3のようになる。

このような疎外状況から脱出する方法を模索する主婦は増加している。脱出の道は①学習活動、②趣味活動、③消費者運動など社会運動、④社会福祉ボランティア活動、⑤再就職、などが主なものである。これらのうち自分に適したものを選択すればよい、と教える人が少なくない。しかし、①から④までは、職業をもっている婦人や男性たちも余暇活動として行っているのである。

表一3 女子無業者の年齢階級別就業希望者の推移

	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~54歳	55~64歳	65歳以上
就業希望者(千人)	昭37 3,960 40 4,351 43 6,464 46 7,063 49 7,757 52 8,692 54 8,524	427 517 646 519 381 8,692 926	481 539 742 936 837 752 926	714 778 1,252 1,306 1,506 1,828 3,207	652 746 1,175 1,272 1,492 1,500 3,207	526 565 854 986 1,074 1,229 3,408	858 895 1,257 1,405 1,702 2,002 3,408	231 233 384 451 534 610 702	72 78 153 187 232 255 281
就業希望率(%)	昭37 21.0 40 20.8 43 31.1 46 32.2 49 32.3 52 35.8 54 34.4	17.0 14.8 20.0 18.0 12.7 16.8 20.2	33.6 32.9 46.8 47.7 46.3 52.8 20.2	30.8 31.9 48.7 49.6 50.0 58.3 60.1	30.9 32.0 49.7 51.6 53.6 59.7 60.1	30.7 31.0 46.5 49.8 52.1 60.3 50.7	22.6 22.8 34.0 35.4 37.8 43.9 50.7	10.3 9.9 16.4 17.8 19.1 21.0 22.8	2.6 2.6 4.9 5.3 5.7 5.5 5.6

注) 1. 就業希望率 =  $\frac{\text{当該区分における就業希望者}}{\text{当該区分における無業者}} \times 100$   
 2. 労働省婦人少年局『婦人労働の実情』1981年版

主婦は、男性と対等に社会に参加し、能力を發揮しようとすれば、再就職する必要がある。また、マイ・ホームを入手しても多額の住宅ローンを返済するため将来が不安になった家庭、物価が上昇するため将来が不安になった家庭などでは、経済的にも主婦の再就職が必要になっている。総理府「就業構造基本調査」によると、女子無業者の年齢別就業希望者の推移は表一3のとおりである。就業希望者は増加して

おり昭和五十四年には、二五〜三四歳の主婦では六〇・一%、三二一万人も就業を希望している。三五〜五四歳でも、五〇・七%、三四一万人が就業を希望している。二五〜五四歳の主婦の半数以上が就業を希望していることは、社会参加の基本が職業進出であると考えられるようになったことを示すといえよう。

このように就業を希望する主婦に対して、職業につけるようにどう援助するかは、行政の重要な課題である。

### 三——性別役割分業の変革

男女差別を撤廃し、男女平等を達成するためには「男は家庭の外の役割、女は家庭の内の役割」という性別役割分業を变革することが必要である、という考えが次第に広く支持されるようになった。昭和五十年(一九七五年)国際婦人年にあたって決定された「世界行動計画」には、性別役割分業の变革が基本的課題であるとして、次のようにのべられている。

「男女平等の達成とは、両性がその才能および能力を自己の充足と社会全体のために発展させるる平等な権利、機会、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭および社会の中で両性に伝統的に割当てられてきた機能および役

割を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を变える必要性を認識しなければならぬ。婦人をあらゆる社会活動に同等に参加させるためには、家事の負担を軽減するような社会的に組織されたサービスが設立、維持され、特に子どものためのそれが提供されなければならない。家庭と子どもについて、男女の共同責任が受け入れられるためには主に教育を通じ、社会通念を变えるためのあらゆる努力が、払われるべきである」。

引用が長くなったが、これによって性別役割分業の变革が男女平等の達成にとっての基本的な課題であることが明らかにされている、といえるであろう。

#### ①——性別役割分業の意識

すでにのべたように、現代においては、婦人労働者、なかでも共稼ぎの婦人労働者が増加している。このことは、伝統的な性別役割分業が、現実において崩れてきていることを意味する。しかし、共稼ぎ家庭においても家事・育児の役割は専ら妻に担われており、フルタイムの妻は職業労働と家事・育児との二重の負担を負って過労になり、パートタイムの妻は家事・育児は支障がない限度で就労するための補助的労働力として扱われている。伝統的な性別役割分業

表一4 「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しますか (対象は婦人)

	実数	1		2		3		とな な答 え回 り無 い
		同 感す	感 る	同 感し ない	感 い	ど もい ない	ど ちら え回 り	
全国	1976年	4,134	49%	40%	11%			
全国	1979年	8,103	36%	34%	30%			
茨城県婦人		1,549	28.3	29.8	41.9			
年 齢 別	20~24歳	121	20.7	35.5	43.8			
	25~29歳	188	15.4	39.9	44.7			
	30~39歳	380	20.0	34.5	45.5			
	40~49歳	341	27.6	33.4	39.0			
	50~59歳	293	37.2	22.5	40.3			
	60歳以上	140	49.3	17.1	33.6			
学 歴 別	旧小・新高	573	39.3	23.4	37.3			
	旧高女・新高大	629	23.5	32.1	44.4			
	旧女専・新大	268	17.9	40.7	41.4			
	その他	27	22.2	40.7	37.0			
仕 事 別	自営業	485	34.2	28.5	37.3			
	営業者	447	19.0	42.1	38.9			
	主たる	460	32.2	22.2	45.7			
	その他	126	28.6	24.6	46.8			
地 域 類 型 別	市中	396	23.0	31.1	46.0			
	核都市	291	28.5	27.5	44.0			
	都市急増地	297	29.3	30.0	40.7			
	近郊農村地	477	31.9	31.7	36.5			
	山村	66	37.9	25.8	36.4			

(注) 1. 全国は総理府調査  
2. その他は茨城県1979年調査

は、一部崩れてきたが、依然として家庭、職場、社会に強固に維持されている、といえよう。伝統的性別役割分業が強固な習慣として維持されている原因のひとつは、人びとの意識に性別役割分業観が根強く残っていることである。そこで「男は仕事、女は家庭」という考えについての調査結果を検討してみよう。

表一4で、まず総理府の調査によって全国の婦人についてみると、昭和五十一年から五十四年までに、伝統的性別役割分業に「同感する」ものは四九%から三六%に減少している。その反面「同感しない」ものも、四〇%から三四%に減少し、「どちらともいえない、無回答」が

ので、伝統的性別役割分業観を支持するものは減少しているが、新しい役割観を確立することができず混乱しているものが増加している、といえよう。

なお、茨城県婦人調査の結果によって、年齢別、学歴別、職業別、地域類型別に役割意識をみると、伝統的性別役割意識に「同感しない」ものは、比較的若い世代、高学歴層、雇用労働者層、都市化が進んでいる地域の婦人層などに多い。したがって、今後も「同感しない」婦人は増加すると推定される。

② 性別役割分業変革の課題と過程

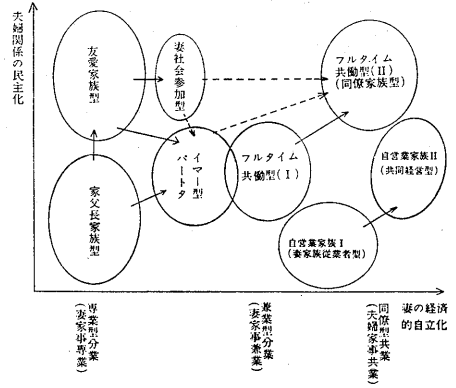
性別役割分業を変革する目的は、夫婦・男女が対等な立場で職業労働と家事・育児の両面で協力しあい、実質的に平等な関係をつくることである。現実の家族の実態をみると、この目的に到達するには、さまざまな過程があると考えられる。そこで、夫婦関係の民主化と妻の経済的自立化との二つの尺度によって、現実の家族の位置と変革の方向を整理してみると、図一4のようになる。

伝統的な家父長家族(封建時代の武士家族)においては、妻は経済的には全く無能力で家事に専念していた。社会が近代化するにつれて雇用労働者家族が増加したが、「夫は仕事、妻は家庭」という伝統的性別役割分業が維持されたため家父長家族が多かったが、夫婦関係が民主化するにつれて愛情や余暇活動を大切にする友愛家族が増加している。最近、消費者運動、学習活動、福祉ボランティア活動などで社会参加する主婦が増加しているが、それは友愛家族の主婦に多いようである。家計補助や余暇の活用のため、パートタイマーとして就労する主婦が増加しているが、この場合は夫はほとんど家事・育児を分担していない。フルタイムで共稼ぎしている家族も増加しているが、このなかにも夫が家事・育児を分担せず妻の職業的地位が低いケースが多い。また、自営業で妻が家族従事

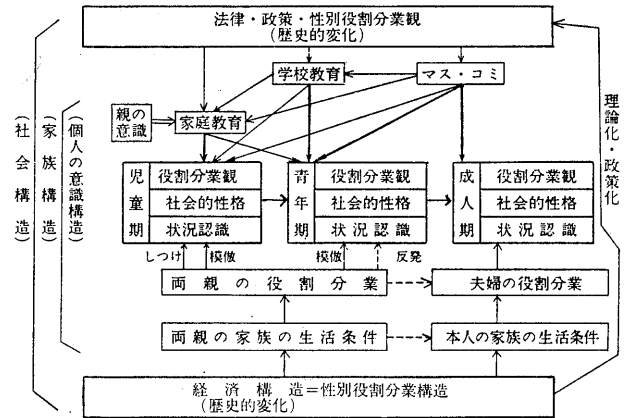
一〇%から三〇%に増加している。

昭和五十一年から五十一年にかけては、国際婦人年の活動が展開され、その後は活動がやや低調になり、現実の改革も遅々としている

図一4 「性別役割分業」変革の課題と過程



図一5 「性別役割分業意識」を支えている基盤と構造の分析枠組



者として働いているが、夫婦関係が民主化せず夫は家事・育児を分担しないケースが多い。このような現状にある夫婦の役割関係を変えるには、矢印の方向に一歩ずつ進んで行くことが必要である。フルタイムの共稼ぎや自営業の家族では、妻の職業能力を伸ばすとともに、夫婦関係を民主化し、夫の家事・育児の分担を徐々にひろげることが課題である。妻が学習活動やボランティア活動を行なっている場合、その能力を職業労働につくことによって、いっそう発揮することも課題である。

このように、性別役割分業を変えるには、夫婦関係を民主化すること、夫が家事・育児の役割を分担し妻が経済的に自立しうるだけの職業労働能力をもつことが必要であるが、これを実践することは容易ではない。伝統的な性別役割分業意識が、女性にも深く植えつけられており、男性にはそれ以上に深く感情に染みついていからである。

性別役割分業意識を変えるには、まずそれがどのようにひとりひとりに植えつけられてきたかを客観的に認識することから始めなければならない。

らないであろう。すべての人は、生まれてから、家庭の親、学校の教師、友人、マス・コミなどから影響を受けながら、性別役割分業意識を形成している。家庭・親・学校・教師やマス・コミなどは、社会構造のなかの性別役割分業構造によって規定されている。これら性別役割分業意識を支えている諸要因の関連をまとめると図一5のようになる。

このような性別役割分業意識を変えるには、それを客観的・歴史的にとらえ、新しい役割意識を創造するとともに、現実の必要に対応した新しい役割の実践を積み重ねることが必要である。理論を変えるのは、タテマエを変えるだけに終りがちである。ホンネを変えるところまで意識を変えるには、新しい習慣を形成するまで持続的に実践を重ねなければならない。特に、夫が自発的に家事・育児を分担するようになるまでには、妻の職業を理解し、健康に配慮し、家事・育児責任を自覚するなどとともに、家事・育児を自発的に分担する習慣や必要な技術を身につけることが必要である。

最近、定年退職して家庭で無為にゴロゴロしている夫を「粗大ゴミ」のようだという主婦の声やマス・コミで反響を呼んでいる。老後、妻から、「粗大ゴミ」扱いはされないためにも、夫は若い時から家庭生活を大切に、自発的に家

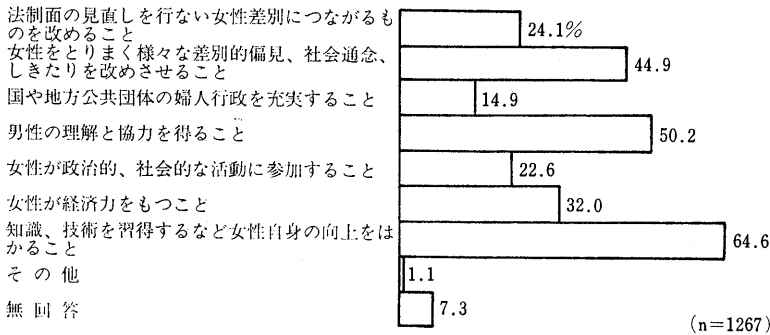
事を分担する習慣を身につけておくことが必要である。

③ 男女平等化と行政の課題

男女平等化を達成するには、社会を構成する

図-6 男女平等になるための重要事項

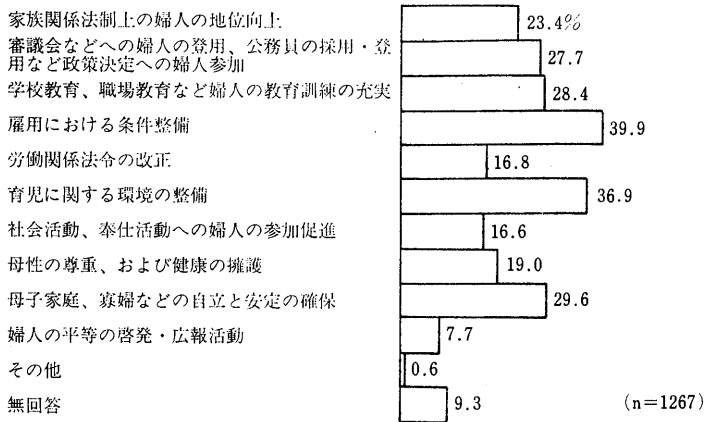
問 2 2 今後男女が「社会のあらゆる分野で平等になるために、次のなかで重要と思われるものを3つまでお答えください。



(注) 横浜市『横浜市婦人の生活実態と意識』1980

図-7 婦人行政施策のニーズ

問 2 1 今後男女がより平等になるためには、国や地方公共団体の行政は、どのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。重要と思われる施策を3つまでお答えください。



(注) 横浜市『横浜市婦人の生活実態と意識』1980

すべての人が、それぞれの立場でこの課題にとりくまなければならない。横浜市が昭和五十五年に婦人を対象として実施した調査の結果から、婦人が男女平等を実現するために重要と考えている課題をみると、図-6のとおりである。

第一位が「女性自身の向上」で六四・六%、第二位が「男性の理解と協力」で五〇・二%である。「国や地方公共団体の婦人行政の充実」は僅かに一四・九%である。

しかし、婦人の行政に対するニーズは低いとはいえない。男女平等化のために国や地方公共団体の行政が力を入れるべき施策について質問した結果をみると、図-7のとおりである。第一位が「雇用条件の整備」で三九・九%、第二位が「育児環境の整備」で三六・九%であり、第三位以下にも多くの施策が要望されている。

以上のような調査結果を総合すると、婦人は、男女平等を、主として日常の男性と女性との関係において考えており、行政へのニーズは、潜在的に抱いているので、きっかけがあれば顕在化する、といえよう。したがって、行政は、婦人が潜在的にもっているニーズを的確に把握し、さまざまな形で婦人に働きかけてニーズを顕在化させ、婦人の参加を求めて施策を推進する必要がある。

四 おわりに——婦人の主体性と行政の役割



以上、舌足らずであったが、婦人の生きかたと行政の課題について私見をのべた。婦人の生きかたは、婦人だけによって決められるのではなく、男性の協力によって大きく左右されるので、性別役割分業について重点をおいた。行政は、このような婦人がおかれている状況と課題について科学的に認識を深め、それにもとづいて、婦人の主体性を尊重し、婦人の参加を求め

て、男女の差別を撤廃し平等化を達成するために施策を推進すべきであろう。いうまでもなく、国連の「世界行動計画」、政府の「国内行動計画」、各自治体の行動計画なども、重要な文書であるから、是非参考にして頂きたい。

△茨城大学人文学部教授▽

《参考文献》  
総理府『婦人の現状と施策国内行動計画第二回報告書』ぎょうせい、一九八〇  
東京都民生局『女性の地位の現状』、一九七五  
山手茂『現代日本の婦人問題』（第三版）亜紀書房、一九八〇